

## 会議録

件名	令和2年度綾川町特別職報酬等審議会
日時	令和3年2月18日(木) 10:00~10:50
場所	綾川町役場2階第2会議室
出席者	◎綾川町特別職報酬等審議会委員(7名) 宮本勝利委員 碓石眞己委員 射場洋委員 宮崎絹代委員 片山美子委員 由良泰博委員 三谷朋幹委員 (欠席者:宮脇義文委員) ◎町事務局(3名) 総務課課長 松本正人 総務課課長補佐 福家孝司 総務課主査 穴吹由美
【概要】	1. 町長あいさつ 2. 会長選任 3. 諮問 4. 議事 町長、副町長及び教育長の給料の額並びに議長、副議長及び議員の報酬の額について ・資料説明 ・質疑応答 ・答申内容決定
【内容】	1. 町長あいさつ 2. 会長選任 (会長) 事務局からの推薦により宮本勝利委員に決定 (職務代理) 宮本会長の指名により碓石眞己委員に決定 3. 諮問 (諮問書別添) 事務局にて読み上げ、委員へ写しを配布 4. 議事 町長、副町長及び教育長の給料の額並びに議長、副議長及び議員の報酬の額について

(資料説明)

以下の資料により事務局より説明

- ・資料－1 香川県内市町の比較
- ・資料－2 人事院勧告について
- ・資料－3 綾川町職員の人事・給与の公表

(質疑応答)

(委員)

事務局の説明により資料を確認しても、適正な金額が示されているように思う。近隣市町と比べても妥当ではないか。いずれの職務も、責任が重く、引上げてもいいように思うが、現状ではそういう訳にもいかないのではこのままでいいのではないか。

(委員)

特別職の給料は、一般職と比較できるものではないと思う。町の財政状況はどうか。

(事務局)

財政がひっ迫すれば、人件費が圧縮される状況になることはあり得るが、町は様々な事業を計画に基づき運営している。特別職、議員においても4年という任期の中で業務を全うしていただきたいため、財政状況により報酬等を短期で上げ下げするというような考えは持っていない。財政状況が特別職の給料に直結するものではないと考える。

(委員)

財政状況がきびしければきびしいなりのやり方が報酬においてもあると思うので、財政状況による要因も考えられると思う。ただ、綾川町は財政が豊かだと認識しているため、他の町と比べて引上げてもいいように思う。ただ、民間と比較すれば、現状もやむなしと感じる。

(事務局)

財政的には、計画的に基金を積み上げており、町の借金である起債も少なく、香川県内また四国内の他町との比較においても特に安定している状況である。財政運営状況については、毎年議会の方でも報告させていただいているが、現在の財政状況から他町との比較をすれば引上げという方向も考えられる。

(委員)

全体的な人件費率について説明いただきたい。

(事務局)

人件費率については「資料－3 綾川町職員の人事・給与の公表」に記載されているとおり、平成30年度決算では14.6%、令和元年度決算で13.5%

となっている。全体的な費用の増減があるため、数字そのままに人件費が下がっているというものではないが、他の市町と比較しても平均的な割合を推移している。職員採用についても行政改革の計画に基づき、計画的に行っている。

(委員)

議会の定員管理の関係で、議員定数についてはどのような議論がなされているか。

(事務局)

議員定数の議論については、議会を中心に検討される内容だと思うので、ご意見としてうけたまわるが、現状では特に話は聞いていない。事務局としてその旨、議会に報告する。

(委員)

給料以外の手当、また、退職金もこれに準ずることとなるのか。

(事務局)

特別職の月例の手当として支給しているのは通勤手当のみである。退職手当については、外部の事務組合に委託しているためそちらの規定により運用している。

(委員)

給料額により、退職金に変動があるのではないか。

(事務局)

給料額が、退職手当の基礎額となるため、給料が低ければ退職金も低くなる。

#### (答申内容の決定)

(会長)

これまでの事務局からの説明、委員の皆さまからの意見をいただいたなかで、特別職においては、県内他町との比較の中で、町長が3位、副町長、教育長が6位、5位と言う状況だということだが、一般職において給料月額が据置き、期末手当が引下げられているという状況があるなかで、引上げは考えにくい。議員については、ご意見があった議員の定数の検討をしていただくことも当審議会の意見として申し上げたい。次回検討時には副町長、教育長においても、町長と同位程度の給与水準にできるよう検討していただきたいと思うが、コロナ禍の現状では「据置き」が妥当だと考える。

今回は、「据置き」で賛成の方は挙手をお願いしたい。

(委員)

委員全員挙手

(会長)

本日の皆さまのご意見により、答申書は「据置き」の内容にて作成する。内容

は私に一任していただけるか。

(委員)

全員承諾

(会長)

町長に答申後、委員の皆さまには郵送でお送りするのでご確認いただきたい。

(議事終了)